

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	水再生センター
委 託 業 務 名	大津市終末処理場非常用自家発電機設備建設工事の委託に関する協定
委 託 業 務 場 所	大津市由美浜
概 要	大津終末処理場に設置されている非常用自家発電機設備の更新工事を行うもの。
契 約 期 間	令和 7 年 8 月 2 6 日から令和 1 0 年 3 月 3 1 日まで
契 約 年 月 日	令和 7 年 8 月 2 6 日
契 約 金 額	1, 3 0 0, 0 0 0, 0 0 0 円
契 約 の 相 手 方	〔所在地〕 東京都文京区湯島二丁目 3 1 番 2 7 号 〔名 称〕 地方共同法人 日本下水道事業団
契 約 相 手 方 の 選 定 理 由	●日本下水道事業団は、地方公共団体の委託要請に基づき、終末処理場の建設工事等についての当該地方公共団体の代行を主たる業務としている唯一の全国組織である。 ●実績として、全国の処理場の約 7 割にあたる約 1, 500 箇所の処理場を新築・再構築を手掛け、処理場設備について豊富な経験と高い技術力を有しており、土木・建築・機械・電気等、多岐にわたる工種についてそれぞれの専門技術者による技術支援を受けることができるとともに、国土交通省との協議・調整を円滑に進めることができる。 ●本業務の対象となる非常用発電機は、大容量の大型発電機であり、騒音・振動規制、耐震性など建築物に係る性能評価の検討および改築の施工監理が必要となるため建築分野に精通した技術者の支援が必須となる。 これらのことから、当該業務の代行および技術支援を効果的に実施できるのは日本下水道事業団に限られることから、同事業団との随意契約を行うものである。
根 拠 規 定	地方公営企業法施行令第 2 1 条の 1 3 第 1 項 (2) 不動産の買入れ又は借入れ、地方公営企業が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

(注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。
2 地方公営企業法施行令第 2 1 条の 1 3 第 1 項第 3 号及び第 4 号を根拠とする政策随意契約については、別途公表をしています。